

六条から第十八条までの規定に基づく内閣総理大臣の権限に属する事務は、沖縄県知事に委任する。ただし、法第十一条の規定に基づく権限に属する事務は、内閣総理大臣が沖縄総合事務局の長に行わせることを妨げない。

4 法第十七条の規定による国土調査法第十九条第五項の国土調査の成果としての認証の申請は、沖縄防衛局長にあつては防衛大臣を、沖縄県知事にあつては内閣総理大臣を、それぞれ通じて行うものとする。

附 則 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年一一月一〇日政令第三〇三六七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年六月二一日政令第二〇〇号）

1 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇三号）

（施行期日）抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一九年一月四日政令第三〇二号）

（施行期日）抄

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附 則（平成一九年八月二〇日政令第二七〇号）

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。